○国土交通省告示第千百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
八王子市清川町一九〇五番二地先	前	最大 二五	二〇
		最小 二五	
	後	最大 五二	
		最小 二五	

○国土交通省告示第千百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
海老名市社家字宇治山一〇五二番一から同市社家字宇治山一〇七四番二まで	前	最大 二四三	一五
		最小 一二二	
	後	最大 二四五	
		最小 一二五	

○国土交通省告示第千百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
大垣市内原二丁目一九〇番	前	最大 二八五	一八
		最小 九〇	
	後	最大 二八四	
		最小 九〇	

○国土交通省告示第千百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
四日市市山之一色町字乱取奥一四九三番三から同市山之一色町字池ノ谷口一五八〇番二まで	前	最大 二一一	三四〇
		最小 七三	
	後	最大 二一一	
		最小 七三	

○国土交通省告示第千百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
朝倉市山田字外之隈一九番二から同市杷木志波字栗只五八六〇番四まで	前	最大 七七	八五
		最小 二二	
	後	最大 七〇	
		最小 二二	

○国土交通省告示第千百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	佐伯市大字上岡字脇河内二五一一番四から同市大字上岡字脇河内二五〇一番一まで	平成二十六年十二月一日十二時

○関東地方整備局告示第三百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市青柳町字山王九六〇番四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月一日

○関東地方整備局告示第三百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄